

※この法令は廃止されています。

平成八年農林水産省令第三十一号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

施行規則抄

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第三条第二項第四号、第八条第一項及び第二項、第十三条第三項第五号、第十四条第一項第四号、第十四条第二項、第十五条第一項並びに第十六条第一項並びに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令(平成八年政令第二百十三号)第二号の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則を次のように定める。

(漁獲努力量の指標)

第一条 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(以下「法」という)第二条第三項の農林水産省令で定める指標は、次に掲げる採捕の種類については、当該採捕を行う者が使用する船舶の隻数に操業日数を乗じて得た数とする。

一 沖合底びき網漁業(漁業法第五十一条第一項の指定漁業を定める政令)(昭和三十八年政令第六号)以下、「指定漁業を定める政令」という。第一項第一号に掲げる漁業をいう。

二 小型機船底びき網漁業(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第一項の小型機船底びき網漁業をいう。)

三 中型まき網漁業(漁業法第六十六条第一項の中型まき網漁業をいう。)

四 かれい固定式刺し網漁業(動力漁船により固定式刺し網を使用してかれいをとることを目的とする漁業をいう。)

五 はなつぎ網漁業(動力漁船によりはなつぎ網を使用して行う漁業のうち漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定により都道府県の知事の許可その他の処分を要するものをいう。)

六 さわら流し網漁業(動力漁船により流し網を使用してさわらをとることを目的とする漁業のうち漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定により都道府県の知事の許可その他の処分をするものをいう。)

七 さわら船びき網漁業(動力漁船により船びき網を使用してさわらをとることを目的とするもの)をいう。)

る漁業のうち漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定により都道府県の知事の許可その他の処分を要するものをいう。)

(指定漁業及び農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業以外の指定漁業等)

により海面がその区域内に存する都道府県(以下単に「都道府県」という。)の知事の権限を行ふに当たりその対象となる漁業

定める漁業は、次のとおりとする。

一 農林水産大臣が漁業法第三百三十六条の規定により海面がその区域内に存する都道府県(以下単に「都道府県」という。)の知事の権限を行ふに当たりその対象となる漁業

定める漁業は、次のとおりとする。

二 当該知事管理量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該知事管理量の対象となる採捕の数量が当該大臣管理努力量に対する割合又は当該漁獲努力量の当該大臣管理努力量に対する割合

三 遠洋かつお・まぐろ漁業(指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。)

四 近海かつお・まぐろ漁業(指定漁業を定める政令第一項第九号に掲げる漁業をいう。)

五 北太平洋さんま漁業(指定漁業を定める政令第一項第十一号に掲げる漁業をいう。)

六 いか釣り漁業(指定漁業を定める政令第一項第十三号に掲げる漁業をいう。)であって、総トン数百三十九トン未満の動力漁船によつて北緯二十度の線以北、東経百六十九度五十九分四十四秒の線以西の太平洋の海域において操業するものの

七 ずわいがに漁業(特定大臣許可省令第一条の二を越えていること。)

八 東シナ海等かじき等流し網漁業(特定大臣許可省令第三条第一項の規定が適用されないものを除く。)をいう。)

九 かじき等流し網漁業

十 小型するめいか釣り漁業

十一 かじき等流し網漁業

十二 かじき等流し網漁業

十三 かじき等流し網漁業

十四 かじき等流し網漁業

十五 かじき等流し網漁業

十六 かじき等流し網漁業

十七 かじき等流し網漁業

十八 東シナ海等かじき等流し網漁業(特定大臣許可省令第三条第一項の規定が適用されないものを除く。)をいう。)

十九 かじき等流し網漁業

二十 かじき等流し網漁業

二十一 かじき等流し網漁業

二十二 かじき等流し網漁業

二十三 かじき等流し網漁業

二十四 かじき等流し網漁業

二十五 かじき等流し網漁業

二十六 かじき等流し網漁業

二十七 かじき等流し網漁業

二十八 かじき等流し網漁業

二十九 かじき等流し網漁業

三十 かじき等流し網漁業

三十一 かじき等流し網漁業

三十二 かじき等流し網漁業

三十三 かじき等流し網漁業

三十四 かじき等流し網漁業

三十五 かじき等流し網漁業

三十六 かじき等流し網漁業

三十七 かじき等流し網漁業

三 遠洋かつお・まぐろ漁業(指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。)

四 近海かつお・まぐろ漁業(指定漁業を定める政令第一項第九号に掲げる漁業をいう。)

五 北太平洋さんま漁業(指定漁業を定める政令第一項第十一号に掲げる漁業をいう。)

六 いか釣り漁業(指定漁業を定める政令第一項第十三号に掲げる漁業をいう。)であって、総トン数百三十九トン未満の動力漁船によつて北緯二十度の線以北、東経百六十九度五十九分四十四秒の線以西の太平洋の海域において操業するものの

七 ずわいがに漁業(特定大臣許可省令第一条の二を超えていること。)

八 東シナ海等かじき等流し網漁業(特定大臣許可省令第三条第一項の規定が適用されないものを除く。)をいう。)

九 かじき等流し網漁業

十 小型するめいか釣り漁業

十一 かじき等流し網漁業

十二 かじき等流し網漁業

十三 かじき等流し網漁業

十四 かじき等流し網漁業

十五 かじき等流し網漁業

十六 かじき等流し網漁業

十七 かじき等流し網漁業

十八 東シナ海等かじき等流し網漁業(特定大臣許可省令第三条第一項の規定が適用されないものを除く。)をいう。)

十九 かじき等流し網漁業

二十 かじき等流し網漁業

二十一 かじき等流し網漁業

二十二 かじき等流し網漁業

二十三 かじき等流し網漁業

二十四 かじき等流し網漁業

二十五 かじき等流し網漁業

二十六 かじき等流し網漁業

二十七 かじき等流し網漁業

二十八 かじき等流し網漁業

二十九 かじき等流し網漁業

三十 かじき等流し網漁業

三十一 かじき等流し網漁業

三十二 かじき等流し網漁業

三十三 かじき等流し網漁業

三十四 かじき等流し網漁業

三十五 かじき等流し網漁業

三十六 かじき等流し網漁業

三十七 かじき等流し網漁業

三十八 かじき等流し網漁業

一 くろまぐろ	<p>源の採捕の数量を集計し、同表の第四欄に掲げる期限までに別記様式第一号による書面を提出してしなければならない。</p> <p>二 さんま及び北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経百二十度五十九分五十九秒の線と東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間ににおけるオホーツク海の海域においては東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、千葉県南房総市野島崎突端から正東の線採捕されたすけとうだら三 まあじ、まいわし並びにまさば及びこまさば</p>									
四 するめいか	漁獲可能量管理期間の日未の月	外の期間の日未の月	理期間の日未の月	可能力量管の日未の月	口外の期間の日未の月	漁獲可能量管理期間の日未の月	漁獲可能量管の日未の月	漁獲可能量管理期間の日未の月	漁獲可能量管の日未の月	漁獲可能量管理期間の日未の月
四 するめいか	日未の翌月当まで十月の該	日未の旬次旬当まで十月の該	日未の翌月当まで十月の該	日未の旬次旬当まで十月の該	日未の旬次旬当まで十月の該	日未の翌月当まで十月の該	日未の旬次旬当まで十月の該	日未の旬次旬当まで十月の該	日未の旬次旬当まで十月の該	日未の旬次旬当まで十月の該

五 特定大臣許可省令別表第一号に掲げる海域においてうらまぐろ採捕されたすけとうだら	六 特定大臣許可省令別表第一号に掲げる海域においておもに特定の漁獲努力量等による報告	外の期間の六月間	
		ロ イ以 外の期 間の六 月間	の六月 間
		日未の旬 日未の月	日未の旬 日未の月
四 大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った日	（漁獲努力量等による報告の方法）	四 大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った日	（採捕の数量等に係る都道府県の知事に対する報告事項）

第十五条 法第十七条第二項の規定による報告	第三種特定海洋生物資源ごとの採捕の数量による報告	外の期間の六月間	
		ロ イ以 外の期 間の六 月間	の六月 間
		日未の旬 日未の月	日未の旬 日未の月
四 大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った日	（漁獲努力量等による報告の方法）	四 大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った日	（採捕の数量等に係る都道府県の知事に対する報告事項）

第十六条 法第十七条第一項又は第二項の規定による報告	第一種特定海洋生物資源ごとの採捕の数量による報告	外の期間の六月間	
		ロ イ以 外の期 間の六 月間	の六月 間
		日未の旬 日未の月	日未の旬 日未の月
四 大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った日	（採捕の数量等に係る都道府県の知事に対する報告事項）	四 大臣管理努力量の対象となる漁獲努力量に係る漁ろう作業を行った日	（採捕の数量等に係る都道府県の知事に対する報告事項）

（採捕の数量等に係る都道府県の知事に対する報告事項）

二 第二種指定海洋生物資源ごとの法第五条第一項第五号の採捕の種類別及び海域別の都道府県漁獲努力量（身分証明書の様式）	第一項第五号の採捕の種類別及び海域別の都道府県漁獲努力量（身分証明書の様式）
第十九条 法第十八条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号によるものとする。	（身分証明書の様式）
附 則	（附則）
この省令は、法の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。	この省令は、法の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。
附 則	（附則）
（平成八年一月一九日農林水産省省令第六二号）	（平成八年一月一九日農林水産省省令第六二号）
この省令は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。	この省令は、平成九年一月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則	（附則）
（平成九年一〇月二三日農林水産省省令第七六号）	（平成九年一〇月二三日農林水産省省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（附則）
（平成九年二月九日農林水産省令第八〇号）	（平成九年二月九日農林水産省令第八〇号）
この省令は、平成十年一月一日から施行する。	この省令は、平成十年一月一日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一二年一月三一日農林水産省産省令第一三五号）	（平成一二年一月三一日農林水産省産省令第一三五号）
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一二年一月三一日農林水産省産省令第一三五号）	（平成一二年一月三一日農林水産省産省令第一三五号）
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一〇月二六日農林水産省令第一三五号による書面は、これを用いることができる。	第一条 この省令は、平成十三年一〇月二六日農林水産省令第一三五号による書面は、これを用いることができる。
第二条 この省令による改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十一月一日）から施行する。（経過措置）	第二条 この省令による改正前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行の日（平成十三年十一月一日）から施行する。（経過措置）
第三条 平成十三年十二月三十一日までの間は、これを用いることができる。	第三条 平成十三年十二月三十一日以前に使用された旧規則別記様式第一号による書面は、この省令による改正後の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則別記様式第一号による書面とみなす。
附 則	（附則）
（平成一四年三月二七日農林水産省令第一八号）抄	（平成一四年三月二七日農林水産省令第一八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一四年三月二七日農林水産省令第一八号）抄	（平成一四年三月二七日農林水産省令第一八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
第四条 この省令の施行前にした行為及びこの罰則に関する経過措置	（罰則に関する経過措置）
第一条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	（罰則の適用については、なお従前の例による。）
附 則	（附則）
（平成一四年四月五日農林水産省令第八四号）	（平成一四年四月五日農林水産省令第八四号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一五年三月二十五日農林水産省省令第一九号）抄	（平成一五年三月二十五日農林水産省省令第一九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。	第一条 この省令は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
附 則	（附則）
（平成一五年三月二八日農林水産省省令第二二号）	（平成一五年三月二八日農林水産省省令第二二号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一五年一月二十五日農林水産省省令第一二九号）	（平成一五年一月二十五日農林水産省省令第一二九号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一六年一月二十五日農林水産省省令第五二号）	（平成一六年一月二十五日農林水産省省令第五二号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一六年一月二十五日農林水産省省令第八五号）	（平成一六年一月二十五日農林水産省省令第八五号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	（附則）
（平成一九年五月一日農林水産省省令第一二九号）	（平成一九年五月一日農林水産省省令第一二九号）
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
附 則	（附則）
（平成二九年九月四日農林水産省省令第一〇号）	（平成二九年九月四日農林水産省省令第一〇号）
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。
附 則	（附則）
（令和元年六月二七日農林水産省省令第一〇号）	（令和元年六月二七日農林水産省省令第一〇号）
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十二年一月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三十二年一月一日から施行する。
附 則	（附則）
（令和元年二月一六日農林水産省省令第四十七号）	（令和元年二月一六日農林水産省省令第四十七号）
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。
附 則	（附則）
（平成二〇年三月一九日農林水産省省令第一四号）抄	（平成二〇年三月一九日農林水産省省令第一四号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。
附 則	（附則）
（平成二〇年三月一九日農林水産省省令第一四号）抄	（平成二〇年三月一九日農林水産省省令第一四号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。	第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。
第二条 この省令の施行前にした行為及びこの罰則に関する経過措置	（経過措置）
第一条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	（罰則の適用については、なお従前の例による。）
附 則	（附則）
（平成二〇年二月二一日農林水産省省令第八三号）	（平成二〇年二月二一日農林水産省省令第八三号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。

- 1 月額の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 印印を付した欄は、記載しないこと。

(備考)
1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2) 次名を自署する場合には、署跡を省略することができる。
3) 豪印を付した場合は、記載しないこと。

1) 第11回第3号、第4号、第6号は新規に記入した箇所を赤色の印字	(監理官印)
2) 第11回第3号、第4号、第6号は新規に記入した箇所を赤色の印字	(監理官印)
接種の 算定等 の 報 告 書	
年 月 日	
目次	
左記のとおりに、その他の実験的実験のため、海生生物資源保存及び管理に関する法律第1条第1項の規定に基づき、各類の収量を次の	
1) 付表1-1上記のとおり	2) 付表1-2上記のとおり
3) 付表1-3上記のとおり	4) 付表1-4上記のとおり
5) 付表1-5上記のとおり	6) 付表1-6上記のとおり
(調査)	

[参考]

1. 用紙の大きさは、日本規格A4とすること。
2. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
3. 法印と封印を捺す。空欄でない限り。

〔1〕第11条第3項に係る「着用を實行する者の場合」	
被服整理用印	
被服整理用印	
被服の 敷 着 等 の 告 言	
年 月 日	
伝 送	
長名（姓にあつては、その名前及び姓の氏名）和 洋両衣服装の着用及び實行に関する連絡(第1項の規定に従き、四種の服装を衣 の上記に記入して下さい)	
被服類	年 月 日

2 長名を自由に選択する欄においては、洋行を首選することができる。
3 船舶の許可番号又は漁船登録番号の欄には、第11条第2項に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の許可番号、同条第3項に掲げる漁業を営む者にあっては船舶の漁船登録番号を記載すること。
4 空印を付した欄は、記載しないこと。

(参考)
①用紙の大きさは、日本文書規格A4とすること。
②氏名を自署する場合はにおいては、押印を省略することができる。
③冷印を付した欄は、記載しないこと。

〔参考〕

- 1 月価の大きさは、日本産米穀税八四とすること
- 2 片名を自署する場合においては、押印を省略すること

別記様式第2号（第15条関係）

別記様式第3号（第19条関係）